令和５年３月２８日

各　　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人にじのかけ橋

理事長　鈴木　俊昭

令和5年4月より努力義務化！！【自転車乗車時のヘルメット着用】について

　道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。

　それに伴い三島市では、市民の安全の確保につなげるために、５月から自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を開始します。

1. 対象者

市内に住所を有し、令和５年３月１日以降に自転車乗車用ヘルメットを購入した者

※乗車用ヘルメット着用者１人につき１個、１回限りの申請

②補助金額

乗車用ヘルメット購入費用の２分の１（１００円未満切り捨て）

上限２,０００円

1. 申請期間

令和５年５月８日～令和６年２月２９日［土・日・祝日を除く］※予算の上限に達した

際には、申請期間内でも補助を終了する場合あり

1. 申請方法

　　窓口提出、郵送、電子申請

　※購入先、対象商品等について制限がありますので、詳しくは、下記HPをご確認する

か、三島市環境市民部地域協働・安全課（TEL. 055-983-2651）までお問合せ下さい。

**三島市HP：https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn053256.html**